

平成 2 1 年 9 月議会の一般質問と答弁

(青少年健全育成条例関係のみ)

青少年健全育成条例の改正については今回で 6 回目の質問です。

まず、有害図書類の包括指定についてお尋ねします。

規則に「包括指定とは、卑わいな姿態等を表現した図画または写真を掲載する頁の数が 10 以上または頁の総数の 10 分の 1 以上ある図書」と記載されています。

その規則にある「卑わいな姿態等とは、衣服を脱いだ人の卑わいな姿態」とあり、参考資料に記載した 7 種類が書かれています。その 7 種類の規則をみると、普通の週刊誌に掲載されているヌード写真は、卑わいな姿態とはならないようです。私は乳房の写っている写真が 10 頁あれば、有害図書という認識をしていましたが、仮にヌード写真が 100 頁あり、その中に、9 頁、卑わいな姿態を写した写真があっても、有害図書にはならないということです。

ヌード写真集が子ども向けの雑誌とともに陳列されていても違反にはならないというのが実情です。

県では有害図書の審査を誰が、どのような方法で行っているのか、また、仮に有害図書の審査を出版社や書店の自主性に任せているとすれば、そのチェックをどのように行なわれているのか、ご所見をお伺いします。

次に自動販売機による有害図書類の販売についてお尋ねします。

条例では自動販売機による有害図書の販売を禁止しています。しかし、監視カメラを設置することで、業者は「対面販売をしている」との解釈から、県内では野放しの状況になっており、有害図書の販売している自動販売機は数多く設置されています。

自動販売機による有害図書類の販売に対して、どのような対策を講じているのか、場合によっては条例を改正し、自動販売機に対する規制強化する必要があると考えますが、ご所見をお伺いします。

次に有害図書の陳列方法についてお尋ねします。

コンビニや書店では、最近、仕切り板による区分陳列が行われているようですが、スーパーなどでは、未だに子ども向け雑誌と有害図書類が一緒に販売されているのを見かけます。その指導状況と対策についてお伺いします。

さて、その仕切り板ですが、昨年 1 2 月議会の続きとなりますが、

「青少年健全育成条例のしおり」に掲載されている「垂直に立てた仕切り板」の図についてお尋ねします。

「しおり」には、私が要望した通りの「垂直に立てた仕切り板」の図が掲載されていますが、この図を記載した意図についてお伺いします。本来なら、販売業者への説明会資料にも「しおりに掲載した図」を使用すべきですが、あえて階段状の図に差し替えた意図についてもお答え頂ければと思います。私には業者への配慮から、図を差し替えたようにしか受け取れませんが、「子どもを守る」という強い意志があるのでしょうか、ご所見をお伺いします。

次に**携帯電話に対する保護者の監視義務の条例化についてお尋ねします。**

石川県議会は「いしかわ子ども総合条例」を一部改正して、全国で初めて「小・中学生に携帯電話を所持させないことを保護者に義務付ける」条例案を6月29日に可決しました。

条例による児童の携帯電話の所持規制は全国で初めてです。

さて最近、他県では、女子生徒が自ら裸の写真を携帯電話のカメラで撮り、男子生徒に送り、その写真が携帯電話のメールで学校内の生徒にばら撒かれるという事件が起こっています。女子生徒の軽率な行動です。

携帯電話のメールで写真を受け取った生徒からの通報で発覚し、教員が調べた結果、20名近い生徒に送られていたそうです。

男子生徒が女子生徒の裸の写真を撮り、友人に送った事例もあります。

女子生徒には「好きな人はいい人だ」という感覚があるのか、携帯電話のカメラだからと、安易に考えてしまったのかもしれない。

しかし一度、人間関係が悪くなれば、写真は恐喝材料であり、一生付きまといわれることにもなりかねません。被害者は、いつも女性です。男子高校生が携帯電話に複数の女子高校生の裸の写真を納めていた事例もあるようです。

規制や条例では片付かない「社会的モラル」の問題ですが、現実には、そこまで中高校生のモラルが低下しているということです。

テレビやインターネットなどにより低俗な性情報が氾濫します。その劣悪な社会環境の中で育まれた社会規範が原因だとすれば、事態は深刻であり、特に女性にとっては悲劇的な状況です。

中高校生の携帯電話がどのように使われているのか、未成年である以上、保護者には監視義務があります。

石川県のように「携帯電話を持たせない」ことを条例化することも必要ですが、その使用実態を生徒や保護者に伝えることは、生徒のみならず保護者にも強い危機感を与える効果があり、使用について厳しく規制する条例化が必要だと考えますが、ご所見をお伺いします。

答弁

1 青少年健全育成について

(1) 有害図書類について

青少年の健全育成についての数点のお尋ねにお答えいたします。

まず最初に、有害図書類についてです。

まず、有害図書類の包括指定についてですが、本県では、お示しのよう、条例で定める基準に該当するものが有害図書類となりますことから、書店等の販売業者は、有害図書類であるか否かについて、条例の基準に基づき判断しており、販売業者の自主性に任せているものではありません。

また、有害図書類の点検については、県が任命する立入調査員等が実施しており、違反があれば、個別に指導を行っております。

次に、有害図書類の自動販売機についてです。

お示しの、自動販売機に監視カメラを設置し有害図書類を販売している事業者は、条例違反となることから、販売業者等に対して、これまでも、有害図書類の撤去命令等を行ってきており、条例改正の必要はないと考えております。

次に、スーパーマーケット等に対する指導状況についてです。

図書類を取り扱うスーパーマーケット等についても、書店等と同様に条例が適用されることから、県下一斉に実施している「こども環境クリーンアップ活動」等において、区分陳列の点検を行い、不備が認められた店舗については、改善に向けた指導を実施しております。

今後、チェーン展開している店舗への働きかけや、関係団体を通じた啓発などにより、区分陳列の周知徹底を図り、きめ細かく指導してまいります。

次に、有害図書類の区分陳列についてです。

お示しの条例のしおりに掲載した図は、平成18年の条例改正時に、区分陳列方法の例示として作成したものであり、また、階段状の図は、改正条例施行後に、同様に、例示として作成したものです。

いずれも条例の趣旨に合致するものであり、御指摘のような事業者への配慮から変更したものではありません。

県といたしましては、「有害な環境から子どもたちを守る」という考えに立って対策を進めており、今後とも積極的に取り組んでまいります。

(2) 携帯電話に対する保護者の監視義務の条例化について

次に、携帯電話に関する条例化についてのお尋ねですが、青少年が携帯電話を使用することに伴い、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが県内でも発生しており、こうした事案から青少年を守るためには、保護者をはじめとして、子どもを取り巻く大人への意識啓発が重要と考えております。

このため、県といたしましては、これまでもPTAや地域住民を対象として、携帯電話の利用等に関する講習会やパネルディスカッションの開催などに取り組んできたところです。

また、こうした取組に加え、今年度新たに、地域における啓発活動のリーダーとなる「子どもネットサポーター」を養成し、学校や警察等と一体となって、携帯電話の使用実態や具体的事例を紹介するなど、保護者等に対し重点的に意識啓発を行っているところです。

子どもが携帯電話を持つことについては、親子がその利点や危険性を十分理解し、家庭や地域の実情を考慮した上で、保護者の判断により行われるものです。また、携帯電話を持たせる場合には、家庭で使用に当たってのルールを決めるなど、携帯電話を使用するためのモラルの向上に努めていただくことが重要であると考えております。

お示しの石川県の条例は、議員提案されたもので、防災や防犯などの場合を除き、小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務を課しているものです。

本県でも、同様の考え方に立って、これまで積極的に取り組んできており、条例の制定までは必要ないと考えております。

今後とも、青少年の健全育成に向け、携帯電話についての意識啓発を更に推進してまいります